

旅行業約款の個別認可の申請について

(企画旅行契約における旅程保証にかかる変更補償金支払い事由の変更)

1 企画旅行契約における旅程保証にかかる変更補償金の支払い事由についての旅行業約款の認可について

標準旅行業約款で規定される企画旅行契約における旅程保証制度にかかる変更補償金について、宿泊機関によるオーバーブック等が原因で契約書面に記載された宿泊機関が他の宿泊機関に変更されたとき、同約款募集型企画旅行の部第30条及び別表第二上欄第7号により、変更補償金の支払いが必要となります。

この場合、変更補償金に関しては、例え当初予定されていた宿泊機関よりも高い等級の宿泊機関に変更された場合であっても、支払う必要があるところです。

これに関し、宿泊機関の種類又は名称の変更の場合、契約書面に記載された宿泊機関よりも高い等級の宿泊機関に変更されたときに限り、変更補償金の支払い対象としないことを可能とするため、旅行業約款を一定の要件のもと、認可することとしました。

2 旅行業約款変更認可の申請について【旅行業法第12条の2第1項】

旅行業約款を変更しようとするときは、その旨を申請して登録行政庁の認可を受けなければなりません。

この申請は、申請書に必要書類を添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

3 申請において使用する様式等について

電話等で確認させていただくことがありますので、提出書類の控えを手元に用意しておいてください。

- (1) 旅行業約款変更認可申請書
- (2) 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙1）
- (3) 標準旅行業約款との対照表（別紙2）